

記載例

請求日 令和 7 年 7 月 2 日

四日市市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 7 年 4 月～令和 7 年 6 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、四日市市内に居住していることを四日市市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを四日市市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を四日市市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を四日市市が確認すること。

必ず施設等利用給付認定通知書のとおり記入してください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ヨッカイチ タロウ	生年月日	昭和 50 年 4 月 1 日
氏 名	四日市 太郎	現 住	四日市市諏訪町 2 番 2 号
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座で		0000-0000	

・押印が必要になります。
・押印漏れは受付できません。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第 30 条の 4 の認定種別	☒ 第 2 号 ☐ 第 3 号	認定番号	1234567
生年月日	令和 3 年 5 月 6 日	フリガナ	ヨッカイチ イチロウ
令和 年 月 日～令和 年 月 日の間の住所		氏 名	四日市 一郎
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

#

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1) ☐ 前回と同じ口座を利用する（下欄の記入は不要です）

金融機関名	預 金 種 目	☒ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
1	2	3
4	5	6
ヨッカイチ タロウ		

※1 口座は上記の保護者と一致させてください。口座名義人や番号等記入漏れがないようお願いします。

前回と同じ口座を希望する場合は「前回と同じ口座に利用する」にチェック

4. 施設等利用料を記入（複数記入可）

①	フリガナ	ヨッカイチコトモスクセンター	所在地	〒 510-9999 四日市市諏訪町 1 番 5 号 電話： 059-354-8172
施設・事業名	四日市こどもすくすくセンター	契約している利用料※2	☒ 月額 50,000 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円	
②	フリガナ		所在地	〒 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円
施設・事業名		契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円	
③	フリガナ		所在地	〒 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円
施設・事業名		契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円	

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和7年4月	25,000 円	0 円	25,000 円	37,000 円	¥25,000 円
令和7年5月	50,000 円	0 円	50,000 円	37,000 円	¥37,000 円
令和7年6月	50,000 円	0 円	50,000 円	37,000 円	¥37,000 円
				円	円
				円	円
				円	円

・全ての添付書類（原本）を請求書に同封してください。添付書類はお返しできません。

・記入の際は、枠内からはみ出ないようにお願いいたします。

・利用がない月は記入しないでください。

・修正液や修正テープは使用不可。

※3 上記証明また)と特定子ども・子育て支援提供
告書も添付して下さい。

※4 利用料に徴収された金額が、(a)と(b)の合計額を超える場合は、(a)と(b)の合計額を月額相当分として、当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
- ・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数